

入 札 公 告

次のとおり制限付一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 24 日

和泉市長 辻 宏 康



和泉市久保惣記念美術館茶室耐震補強工事（2 期）に係る制限付一般競争入札実施要領

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 和泉市久保惣記念美術館茶室耐震補強工事（2 期）
- (2) 工事場所 和泉市 内田町三丁目 地内
- (3) 工 期 令和 8 年 9 月 25 日（金）から令和 10 年 3 月 24 日（金）まで
- (4) 工事業種 建築一式工事
- (5) 工事概要 楠蔭庵、腰掛待合、中潜、梅見門、井筒、西門、西壁、竹穂垣、北板塀、ほたる垣、百人垣及び南塀に係る耐震補強工事並びに改修工事（感知器、排水設備及び照明の設備工事を含む）
- (6) 設計業務の受託者 株式会社文化財構造計画

2 入札参加資格に関する事項

本入札の申請日時時点で、次に掲げる全てに該当し、本工事の入札参加資格を有すると認められた者であること。なお、申請日とは和泉市電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）で参加申請処理を完了した日をいう。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (2) 本市における令和 8・9 年度の入札参加資格申請を建設工事として資格の認定を受け、次のいずれかの基準を満たしている者
 - ① 和泉市建設工事業者格付要綱（平成 18 年制定）に基づく令和 8・9 年度の等級格付けが建築一式 A 等級（第 1・第 2 希望業種）の業者であること。
 - ② 入札参加資格申請の希望業種が「建築一式工事」で登録されている業者で、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第 1 項に規定する経営事項審査結果のうち、「建築一式工事」の総合評定値（P 点）が公告日において 1,000 点以上であること。（令和 6 年 12 月 25 日以降の審査基準日に基づくもので、再審査による経営事項審査を受けた場合は、再審査後の結果通知書によるものとする。）
 - (3) 本工事に対応する建設業法の許可業種（建築一式）に係る同法第 15 条に規定する特定建設業の許可を得ていること。
 - (4) 平成 23 年 4 月 1 日以降に、建築一式工事で国又は地方公共団体が文化財として「指定」（注 1）した建造物に係る保存修理等工事（注 2）の元請の完成工事実績（受注形態が共同企業体の場合にあっては、出資比率が 30% 以上である場合の工事に限る。）があること。
- （注 1）国宝、国指定重要文化財、都道府県もしくは市区町村指定有形文化財などの「指定」文化財に限る。「指定」以外の文化財建造物は含まない。

(注2) 保存・修理を目的とした文化財建造物本体に対する施工がある工事に限る。解体施工のみの工事や、敷地内への防災設備設置等のみで文化財建造物本体への施工を伴わない工事は含まない。

- (5) 次に掲げる基準の全てを満たす直接的かつ恒常的な雇用関係にある監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

○監理技術者

- ① 平成23年4月1日以降に、建築一式工事で国又は地方公共団体が文化財として「指定」(注1)した建造物に係る保存修理等工事(注2)(受注形態が共同企業体の場合にあっては、出資比率が30%以上である場合の工事に限る。)で、監理技術者、主任技術者又は現場代理人のいずれかとして着工から工事完了まで従事した経験を有する者

(注1) 国宝、国指定重要文化財、都道府県もしくは市区町村指定有形文化財などの「指定」文化財に限る。「指定」以外の文化財建造物は含まない。

(注2) 保存・修理を目的とした文化財建造物本体に対する施工がある工事に限る。解体施工のみの工事や、敷地内への防災設備設置等のみで文化財建造物本体への施工を伴わない工事は含まない。

- ② 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証を有する監理技術者。

ただし、令和8年9月11日(金)時点において他の工事の監理技術者、主任技術者、現場代理人でないこと。本入札の参加申請時点で他の工事に配置中の場合は、配置中の工事が期日までに完了することを証明する書類(契約書の写し等)をあわせて提出すること。この場合において、申請者は期日までに当該工事が完了しないことが明らかとなった場合は速やかに市に報告し、本入札を辞退しなければならない。辞退の申し出がない場合は失格とする。

- (6) 本工事の施工にあたり、和泉市内に本店、支店又は営業所のいずれかを置く工事業業者との下請契約(1次下請けに限る)を1契約以上締結・履行すること(市外業者のみ)。
- (7) 和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱(平成17年制定)に基づく指名停止などを、受けていないこと。
- (8) 大阪府において、法令違反を理由として、参加停止措置を、受けていないこと。
- (9) 和泉市契約関係暴力団排除措置要綱(平成24年制定)に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (10) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条第1項若しくは第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者が、その者に係る新法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (11) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (12) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条

第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(13) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。

(14) (13) に掲げた「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者」とは、次の①から③までのいずれかに該当するものである。

① 当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしているもの

② 本工事の設計受託者に発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有されているもの又はその出資の総額の100分の50を超える出資を受けているもの

③ 代表権を有する役員が本工事の設計受託者の代表権を有する役員を兼ねているもの

(15) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

3 入札参加資格審査申請書の用紙配布

(1) 配布場所 電子入札システムからダウンロード

(2) 配布期間 令和8年7月27日(月)（※）から令和8年8月5日(水)午後5時まで
入札参加資格審査申請書のダウンロード及び請求に関しては、「2 入札参加資格に関する事項」に該当するかをよく確認して行うこと。

（※）午前11時から正午

4 入札参加資格審査申請

(1) 入札に参加しようとする者は、所定の期日までに電子入札システムで参加申請処理及び次の書類を郵送（書留又は簡易書留）で提出し、本市の制限付一般競争入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、下記①は電子入札システム及び郵送提出、②～⑧は郵送で提出（電子入札システムでの提出は不要）する必要があることに留意すること。

【電子入札システム及び郵送で提出するもの】

① 和泉市制限付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

※電子入札システムでは、PDFデータを添付すること

【郵送で提出するもの（電子入札システムでの提出は不要）】

② 元請工事の施工実績調書（様式第2号）及び当該工事の契約書の写し等

③ 配置予定の技術者調書（様式第3号）及び経験工事の契約書の写し等

（監理技術者資格者証等の法令による免許等の写し（表裏）、監理技術者講習修了証の写し及び雇用確認書類）

※配置予定の技術者が参加申請時点で他の工事に配置中の場合は、配置中の工事が期日までに完了することを証明する書類（契約書の写し等）

④ 特定建設業の許可証明書の写し又は特定建設業の許可通知書の写し

⑤ 建設業法に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

（令和6年12月25日以降の審査基準日に基づくもので、再審査による経営事項審査を受

けた場合は、再審査後の結果通知書によるものとする。)

- ⑥ 履行保証（保険）契約先届出書
 - ⑦ 設計図書等の入手申請書
 - ⑧ 市内業者の下請活用に係る誓約書（市外業者のみ）
- (2) 申請書類は、入札参加資格審査申請期日までに提出先に提出しなければならない。なお申請期間終了後の申請者の都合による提出書類の書き換え、引き換え等は一切認めない。

5 受注可能件数の申告（※本条は本件入札には適用しない）

- (1) 当該案件の入札に参加しようとする者は、申請時に和泉市制限付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）により受注可能件数（同日に入札執行する同業種の案件数を上限とする）を申告すること。
- (2) 配置予定の技術者調書（様式第3号）に記載する配置予定技術者は、(1)で申告の受注可能件数以上の数とし、受注可能件数×2名を上限とする。
- (3) 受注可能件数の申告について、一度申告した受注可能件数の変更は認めない。ただし、他案件落札による技術者不在等により申告した受注可能件数を減らさなければならなくなった場合は、「18 入札書提出期間及び入札（開札）の日時」で定める入札書受付期間最終日までにその旨を書面（任意様式）にて郵送で提出しなければならない（必着）。受注可能件数の変更なく、落札者となった者が契約締結を辞退する場合、「11 入札保証金に関する事項」における違約金等の対象となる。

6 入札参加資格審査申請書の提出期間及び方法

- (1) 提出期間 令和8年7月27日(月)から令和8年8月5日(水)
(電子入札システムでの参加申請は、上記受付期間のうち、平日9時から午後5時までとする)
- (2) 提出方法 「4 入札参加資格審査申請」(1)に規定の書類については、下記のとおり提出すること。なお、郵送は令和8年8月5日(水)までに必着とすること。
 - ・電子入札システムで提出する書類：①（PDFデータ）
 - ・郵送（書留又は簡易書留）提出が必要な書類：①～⑦（①は原本）
- (3) 書類の提出先 〒594-8501
和泉市府中町二丁目7番5号
和泉市 総務部 契約検査室

7 入札参加資格審査申請書等書類の取扱い

- (1) 書類の作成に係る費用は申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。

8 入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加資格審査申請の提出書類により審査した結果、入札参加資格を有すると認めた申請者には、電子入札システムより競争参加資格確認通知書を送付する。また、入札参加資格を認めなかった申請者に対しては、その旨の理由を付して通知するものとする。
- (2) 入札参加資格審査確認の通知及び入札参加資格を認めなかった申請者に対する通知は、令和8年8月20日(木)に実施する。
なお、当該決定に異議がある者は、令和8年8月25日(火)までに限り、和泉市発注工事に係る苦情処理要領に基づく手続きによりその理由の説明を求めることができる。

9 設計図書等の入手

(1) 入札参加資格申請した者は、設計図書等を入手するものとする。

① 入手期間 令和8年7月27日(月)から令和8年8月5日(水)まで

② 入手場所 本市ホームページ(入札・契約情報(契約検査室)からダウンロード)
※本市ホームページからダウンロードするために必要なパスワードは申請受付後、メールにて送付するものとする。

(2) 設計図書等に関する質問がある場合は、ファックス又はメールを送信すること。

① 受付期間 令和8年8月20日(木)から令和8年8月26日(水)正午まで

② 送信先 和泉市 総務部 契約検査室

③ ファックス番号 0725-45-6161

④ メールアドレス keiyaku@city.osaka-izumi.lg.jp

(3) (2)の質問に対する回答は、次のとおりとする。

① 回答日時 令和8年9月2日(水) 正午まで

② 公表場所 電子入札システム(発注図書に質疑回答データを追加する)

※公告の日から回答日時までに、市として本入札に関し、留意事項が発生すれば、質疑形式で回答に含め掲載する場合があります。

10 入札に参加できない者

(1) 本入札の入札参加資格を有すると認められていない者

(2) 本入札の申請日から入札日までの間に、入札参加資格を満たさなくなった者

11 入札保証金に関する事項

和泉市財務規則(昭和39年和泉市規則第12号。以下「財務規則」という。)第90条により免除。ただし、落札者(落札者の決定を保留された者を含む)が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、財務規則第95条の2第2項の規定により、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとする。

12 契約条項を示す場所

財務規則、和泉市建設工事前金払取扱規則(昭和47年和泉市規則第17号)、和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱、和泉市契約関係暴力団排除措置要綱、和泉市電子入札運用基準、電子入札に係る注意事項一覧、工事概要、工事請負契約書等については、総務部契約検査室において閲覧することができる。(閲覧期間 令和8年7月24日(金)から令和8年9月14日(月)まで)

13 設計価格、予定価格及び最低制限価格

(1) 公表日時 令和8年7月27日(月) 午前11時から正午までに公表

(2) 公表場所 電子入札システム

14 入札方法

(1) 本入札は電子入札にて執り行う。

(2) 入札参加者は、和泉市電子入札運用基準、電子入札操作マニュアル、電子入札に係る注意事項一覧を熟読すること。

(3) 契約者決定に当たっては、入札金額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって

契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を入札金額とすること。

(4) 入札（開札）回数は、1回とする。

(5) 入札は、電子入札システムに入札金額・くじ用数値等必要事項を入力し、工事費内訳書（交付書類を参考に作成のこと。公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に規定の記載要件を満たすとともに、内訳書の合計額と入札書の金額は同一とすること。）を添付の上提出すること。

15 入札書受付期間及び入札（開札）日時

(1) 入札書受付期間 令和8年9月9日（水）午前9時から令和8年9月11日（金）午後5時まで（入札できるのは、上記受付期間のうち、平日9時から午後5時までとする）

(2) 入札（開札）日時 令和8年9月14日（月） 午後2時

16 入札の無効に関する事項

(1) 和泉市電子入札運用基準10-4に記載

(2) 「5 受注可能件数の申告」に基づき、落札した件数が受注可能件数に達した時点で、以降の入札は無効とする。（本件入札には適用しない）

17 落札者の決定に関する留意事項

(1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札を行った者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。

ただし、抽選により決定した者が、契約日までの間に指名停止等で契約締結ができない場合、他の抽選を行った業者で再度抽選を行い落札者を決定するものとする。

(3) 市長は、入札に関し不正な行為が行われたおそれがあると認めたときは、落札者の決定を保留することができる。

18 入札結果の公表

入札結果は落札者についてのみ電話連絡するものとし、他の入札参加者については以下のとおりとする。

(1) 公表日時 令和8年9月15日（火） 午前11時から

(2) 公表場所 和泉市電子入札情報公開システム及び契約検査室窓口

19 契約の保証

落札者は、本市との契約の締結前に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付（現金又は銀行保証の小切手に限る。）

(2) 債務不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行又は、市長が確実と認める金融機関の保証

(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(4) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（定額てん補方式に限る。）

なお、上記の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上とする。

20 契約書の提出等

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約を締結するとともに、その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。
- (2) 本工事の契約成立（工期開始）には、和泉市議会の議決（可決）を要する（※本項は本件入札には適用しない）。
- (3) 契約の締結までに和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱に基づく指名停止措置要件に該当した場合、契約は締結しない。

21 仮契約の解除等（※本条は本件入札には適用しない）。

次のいずれかに該当する場合は、仮契約を解除する。なお、その決定に際して発注者は落札者（契約予定者）に対して一切の責めを負わないものとする。

- (1) 26(1)に基づき仮契約を締結した契約について和泉市議会で否決された場合
- (2) 26(1)に基づき仮契約を締結した契約について和泉市議会の議決までの間に和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱に基づく指名停止措置要件に該当した場合

22 支払条件

- (1) 前金払 あり。年度ごとに出来高予定額（税込）の4割まで（万円止め）
- (2) 中間前払金 なし。
- (3) 部分払 あり（令和8年度 1回、令和9年度 1回）。

23 その他

入札参加者は、設計図書等を熟読し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、建設業法、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）等の関係法令、財務規則、和泉市発注工事に係る苦情処理要領、和泉市電子入札運用基準、電子入札に係る注意事項一覧を遵守し、必ず熟読しておくこと。

24 問合せ先

和泉市府中町二丁目7番5号
和泉市 総務部 契約検査室 工事契約グループ
電話（代表）0725-99-8111（直通）